

## 会員規約(賛助会員)

### 第1条 (目的)

本規約は、定款第5条に定めた会員の規定に基づき、賛助会員制度の運営等について必要な事項を定めるものとする。

### 第2条 (賛助会員の定義)

賛助会員とは、当会の目的に賛同し、当会を賛助する個人または団体である。

### 第3条 (議決権)

賛助会員は当会の総会における議決権を持たない。

### 第4条 (入会)

賛助会員として入会を希望する者は、別に定める入会申込書を提出し、当会理事長の承認を受けなければならない。

### 第5条 (会費)

1. 賛助会員は、年会費を納入するものとする。
2. 年会費の額は1口10万円とし、1口以上支払うものとする。
3. 賛助会費は当会運営費に充当するものとする。

### 第6条 (退会)

会員が退会を希望する場合、別に定める退会届を当会理事長に提出して、任意に退会できる。ただし、既に納入された年会費は返納しない。

### 第7条 (賛助会員に対する事業)

当会は賛助会員に対し、次の事業を行う。

1. 当会が作成又は発行する資料の提供
2. 当会ホームページ上での会員紹介
3. 当会が主催するシンポジウム等への参加案内
4. その他当会会員(個人会員・法人会員)と同等の特典・サービス

### 第8条 (禁止事項)

会員は以下に掲げる行為をしてはならない。

1. 会員情報など当会へ虚偽の申請を行う行為
2. 他の会員、第三者もしくは当会の財産及びプライバシーを侵害する行為、不利益や損害等を与える行為またはそれらの恐れがある行為
3. 当会の許可なくロゴマーク、印刷物などの転用行為
4. その他、当会理事会が不適切と判断する行為

#### 第9条（損害賠償）

賛助会員は、本規約または当会が定めた規約に違反した行為によって当会に損害を与えた場合、当会に対して損害賠償責任を負うものとする。

#### 第10条（免責事項）

1. 当会は、賛助会員に対する事業の完全な運営に努めるが、賛助会員に対する事業の中断、運営の停止または廃止等によって賛助会員に損害が生じても当会は免責されるものとする。
2. 当会は、賛助会員が発信する情報の正確性、完全性、有用性を保証しない。
3. 当会は、賛助会員に対する事業により発生したいかなる損害についても、その責任を負わない。

#### 第11条（個人情報の取り扱い）

当会は、賛助会員に関して知り得た個人情報を、以下の各号の場合には第三者へ開示、提供できるものとする。

1. 当該個人の同意がある場合。
2. 裁判所の令状に基づき開示を求められた場合。
3. 個人情報の保護に関する法律その他の法令に基づく場合。

#### 第12条（その他）

賛助会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

付則：この規約は、平成28年2月27日より施行する。